

平成30年7月豪雨に係る災害救援本部情報<No.2>

平成30年7月13日（金）17時00分（計1枚）

この情報は、県内市町社会福祉協議会、各社会福祉施設連盟長、各関係機関代表者にお送りしています。

【連絡先】兵庫県社会福祉協議会 災害救援本部 TEL：078-242-4636/FAX：078-242-4153

1. 兵庫県内の状況について

- 兵庫県では、丹波市社協が災害ボランティアセンターを設置しています。7月12日（木）のボランティア数は38人（団体1組、個人22人）でした。7月15日（日）の閉鎖予定を変更し、現時点で週末もボランティア受付を行っています。
- 宍粟市社協・養父市社協では、通常の社協活動・ボランティアセンター業務として継続ニーズに対応中です。
- 県内の相互支援として、ボランティアバスの運行や職員による復旧活動が進められています。

2. 全国・近畿ブロック内の状況について

- 現在、全国の13府県の59カ所で災害ボランティアセンター及び社協ボランティアセンターで、多くのボランティアにより被災者の支援が行われています。

【全社協被災地支援・災害ボランティア情報】<https://www.saigaivc.com/>

- 近畿ブロック内では、京都府内で福知山市・舞鶴市・綾部市・宮津市・亀岡市・京丹波町・与謝野町の各社協が災害ボランティアセンターを設置しており、府・市町村社協職員等が被災地に派遣されています。
- 本県では、近畿ブロックの幹事社協として、近畿ブロック府県・指定都市社協や全社協との連絡調整を行っており、職員派遣も想定した支援の準備を進めています。

3. 災害時のボランティアツアー実施に係る通知の適用となる地域について

- 観光庁では、災害時のボランティアツアー実施に係る通知の適用となる地域について、7月9日（月）付で、今回の災害による被災地域を対象として追加しました。事前に参加者名簿を被災自治体または送り出しの自治体または社会福祉協議会に提出すること等の要件をクリアすることで、旅行業法に抵触せずボランティアバスによるツアーを運営できるものです。詳しくは、ホームページ等でご確認ください。

【観光庁ホームページ】http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics06_000161.html

【災害時のボランティアツアー実施に係る旅行業法上の取扱いについて（通知）】

http://www.mlit.go.jp/kankocho/topics06_000108.html

4. 災害救助・災害ボランティア活動に使用する車両の取り扱いについて

- このたびの災害救助・災害ボランティア活動に使用する車両の取り扱いについては、各県のホームページをご確認ください。

【岡山県：平成30年7月豪雨に伴う災害ボランティア活動に使用する車両の取り扱いについて】

<http://www.pref.okayama.jp/page/567021.html>

【広島県：平成30年7月大雨による災害救助のために使用する車両の取り扱いについて】

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/4/30nen-hiroshima-ooame-saigaihaken.html>